

令和4年9月6日

指定居宅介護支援事業所 管理者 様

神戸市福祉局監査指導部

介護保険サービス・法人指導監査担当課長

指定居宅介護支援事業の人員及び運営に関する基準の留意事項について（周知）

平素は、神戸市介護保険事業の推進にご協力いただき、ありがとうございます。

令和3年度の報酬改定により指定居宅介護支援の提供の開始に際し、説明を行うべき事項が追加されていますので、改めて下記の点をご留意ください。

記

1 追加された説明を行うべき事項（運営基準第4条）

指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して

- ・前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合

及び

- ・前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合

について文書を交付して説明を行い利用者の同意を得なければならない。

※運営基準解釈通知により、説明を行い理解を得たことの確認として、必ず利用者から署名を得なければならないとされています。

※当該説明を行ったことを確認できない場合は、契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで運営基準減算を算定する必要があります。

※運営基準減算に該当する事業所が特定事業所加算を算定している場合、特定事業所加算の要件に適合しなくなり、多額の返還となる恐れがあります。

2 「令和3年4月時点で既に契約している利用者」への対応について

「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（Vo1. 3）（令和3年3月26日）」において、「令和3年4月以前に契約を結んでいる利用者については、次のケアプランの見直し時に説明を行うことが望ましい。」とされています。

令和3年4月時点で既に契約している利用者については、次の居宅サービス計画の見直し時に当該内容に係る文書交付、説明、署名を得るようにしてください。

※介護保険最新情報Vol. 952

「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 3) (令和3年3月26日)」問112

<https://www.city.kobe.lg.jp/documents/41726/r3houshukaiteiga3.pdf>

3 その他

- (1) 詳しくは居宅介護支援の運営基準（厚生労働省令）・算定基準（厚生労働省告示）・解釈通知等（厚生労働省ホームページ「令和3年度介護報酬改定について」）をご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00034.html

- (2) また、当該内容に関するよくある質問については、神戸市HPの「人員・設備・運営基準及び報酬の算定要件等に関するQ&A」にて公開しておりますので、併せてご確認ください。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/20220104situmonn.html>

- (3) 現在、「事業所運営に関する質問（人員・運営基準及び報酬の算定要件等）」については、上記Webページ「質問受付フォーム」（外部リンク）から受け付けておりますので、ご協力をお願いいたします。

神戸市福祉局監査指導部
介護保険サービス・法人指導監査担当
(居宅・通所指導)